

令和5年3月7日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用のエアコンについての注意喚起

(詳細は次頁以降参照。)

- | | |
|--|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
(うち石油ストーブ(開放式) 1件) | 1 件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
(うち照明器具 1 件) | 1 件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
(うちオーブントースター 1 件、エアコン 1 件、靴(ゴルフ用) 1 件、
パワーコンディショナ(太陽光発電システム用) 1 件、
バッテリー(リチウムイオン、電動工具用) 1 件、
電気温風機(セラミックファンヒーター) 1 件) | 6 件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

長期使用のエアコンについての注意喚起（管理番号：A202201002）

①事象について

エアコン及び建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡しました。当該事故の原因は、当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、調査中です。

※当該製品は長期使用（40年以上）された製品

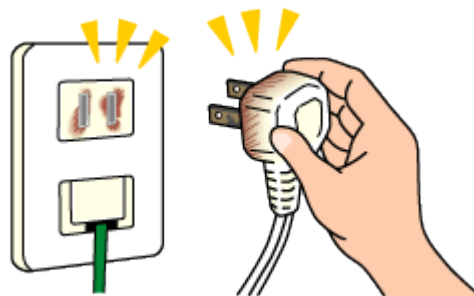
②使用者への注意喚起

長年使用の家電製品は、熱、湿気、ホコリなどの影響により、内部部品が劣化し、発煙発火のおそれがあります。

御使用中に次のような症状がみられる場合は、電源スイッチを切り、コンセントから電源プラグを抜いて、お買い上げの販売店またはメーカーに御相談ください。



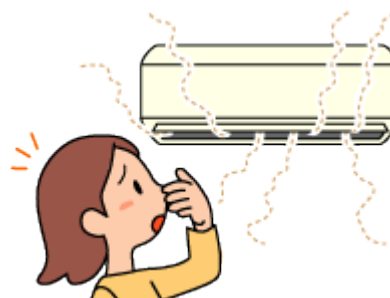
電源コードやプラグが異常に熱い。



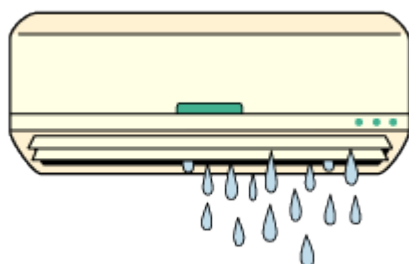
電源プラグが変色している。



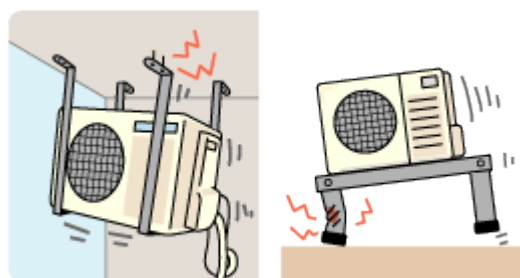
ブレーカーが頻繁に落ちる。



焦げくさいにおいがする。



室内機から水漏れがする。



架台や吊り下げなどの取付部品が腐食していたり、取付けがゆるんでいる。

③消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の注意喚起

○消費者庁

「扇風機等の家電製品の経年劣化事故に御注意ください」（2016年6月14日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160614kouhyou_1.pdf

○独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

「エアコン・扇風機の事故に注意～6月から急増！火災事故～」（2019年6月27日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000099435.pdf>

「扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～」（2018年6月28日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000091549.pdf>

○政府広報オンライン

「扇風機やエアコンで火災発生！安全に使うための注意点とは？」（2022年6月16日公表）

ウェブサイト：<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201107/1.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：石田、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：宮本、佐々木

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202201008	令和5年2月5日	令和5年3月3日	石油ストーブ(開放式)	RX-221	株式会社コロナ	火災 死亡1名	当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月22日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202201003	令和4年1月31日	令和5年3月3日	照明器具	不明	新日本電気株式会社 (現 株式会社ホタルクスが事業承継)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大分県	令和4年2月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月22日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202201001	令和5年2月14日	令和5年3月2日	オーブントースター	火災	当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から25年以上経過した製品
A202201002	令和4年12月21日	令和5年3月2日	エアコン	火災 死亡1名	当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	製造から40年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月21日 長期使用のエアコンについて「使用上の注意の呼び掛け」を実施（特記事項を参照）
A202201004	令和2年1月13日	令和5年3月3日	靴（ゴルフ用）	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、滑って転倒し、右足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和3年11月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年11月12日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202201005	令和5年2月20日	令和5年3月3日	パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和5年3月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202201006	令和5年1月19日	令和5年3月3日	バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）	火災	作業現場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月21日
A202201007	令和5年2月25日	令和5年3月3日	電気温風機（セラミックファンヒーター）	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし